

神戸市老朽空家等解体補助金交付要領

平成 31 年 3 月 31 日 住宅都市局長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、神戸市老朽空家等解体補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 本要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(申請者の要件)

第 3 条 要綱第 4 条第 1 項第四号に規定する補助金のほか、当該老朽空き家等が「神戸市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱」（住宅耐震改修工事費補助等）による補助金が既に交付されている場合も含む。ただし、原則として、当該補助事業の完了後10年を経過している場合はこの限りではない。

(補助の対象)

第 4 条 要綱第 5 条第 1 項第一号に規定する要件は、旧耐震家屋の部位が次の表中のいずれかに該当するもの及びその他住宅都市局長（以下、「局長」という。）が認めたもので、それぞれの状態が外観目視で確認できることとする。

(表)

(1) 基礎、土台、柱又ははり	イ	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽又は破損しているもの等、小修理を要するもの
	ロ	基礎に不同沈下があるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等、大修理を要するもの
	ハ	基礎、土台、柱又ははり等の構造材の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険があるもの、又は建築物の傾斜が 1/20 を超えており倒壊の危険性があるもの
(2) 外壁	イ	外壁（屋外階段、バルコニーを含む）の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により下地が露出しているもの、又は仕上材料等の浮き・孕み等があり、剥落のおそれがあるもの
	ロ	外壁（屋外階段、バルコニーを含む）の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により著しく下地が露出しているもの、又は壁体を貫通する穴が生じているもの
(3) 屋根	イ	屋根ぶき材料の一部に剥落、ずれがあるもの
	ロ	屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒等がたれ下ったもの
	ハ	屋根が著しく変形したもの

(補助の基準額)

第5条 要綱第6条第2項第二号に規定する市長が定める額は、当該年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」の「不良住宅等除却費」で定める木造住宅又は木造建築物の除却工事に要する費用の1平方メートル当たりの額に当該老朽空き家等の延べ面積を乗じた額をいう。

(交付の申請に必要な関係書類)

第6条 要綱第7条第1項に規定する交付の申請に必要な関係書類は次の各号のとおりとする。

- 一 第六号に規定する旧耐震家屋を証する書類は、次のいずれかとする。
 - (1) 建物の登記事項証明書
 - (2) 建築年月が記載された家屋の固定資産評価証明書
 - (3) 基準法に基づく検査済証又は確認済証の写し
 - (4) 水道、電気又はガスの供給が開始されたことがわかる書類
 - (5) その他局長が認めたもの
- 二 第七号に規定する老朽空き家等の延べ面積がわかる書類は、次のいずれかとする。
 - (1) 建物の登記事項証明書
 - (2) 家屋の固定資産評価証明書
 - (3) 基準法に基づく検査済証又は確認済証の写し
 - (4) その他局長が認めたもの
- 三 第八号に規定する空き家を証する書類は、次のいずれかとする。
 - (1) 水道の供給が停止された日がわかる書類
 - (2) 電気の供給が停止された日がわかる書類
 - (3) ガスの供給が停止された日がわかる書類
 - (4) その他局長が認めたもの
- 四 第九号に規定する土地の面積がわかる書類は、次のいずれかとする。
 - (1) 土地の登記事項証明書
 - (2) 土地の固定資産評価証明書
 - (3) その他局長が認めたもの

(申請の受付期間)

第7条 要綱第7条に規定する補助金の交付申請受付は、局長が指定する日から又は指定する期間にて実施するものとする。

(施行の細目)

第8条 標準処理期間等、この要領の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この要領は、平成31年5月1日から施行する。